

相当サービス^{※注}についてのQ & A（共通事項）

※注 相当サービス＝介護予防訪問介護相当サービスおよび、介護予防通所介護相当サービスの略

問1	月の途中で利用者の都合（入院等）で利用していた総合事業相当サービスを休止した場合について
----	--

（答） サービス事業所で利用計画を設定しているため、1か月の単位数で請求します。

問2	月の途中で利用者の都合でサービス事業所を変更した場合について
----	--------------------------------

（答） 月の途中でやむを得ずサービス事業所を変更した場合は、それぞれのサービス事業所において日割り計算し、請求します。この場合、前半に利用した事業所は月初めから契約解除日までの日数を、後半に利用した事業所は契約日から月末までの日数を日割り計算します。

介護予防訪問介護相当サービスについてのQ & A

問1	訪問型サービス初回加算について（200単位/月）
----	--------------------------

（答） 新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、以下の場合に算定が可能です。
サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った場合又は当該指定介護予防訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合。

問2	特別地域加算・介護職員処遇改善加算の請求について
----	--------------------------

（答） 給付管理請求の対象外加算になります。給付管理請求単位数の請求に含まれません。
サービス事業者は地域包括支援センターへ毎月の「実績票」を報告する際に、区分支給限度基準額の対象外単位数を分けて記載し、国保連合会の審査で請求エラーにならないように注意してください。

問3	月の途中で利用回数を変更した場合について
----	----------------------

（答） 状況変化に応じて、提供回数を適宜変更することになりますが、サービス費は定額報酬の性格上、月途中で変更する必要はありません。したがって、変更前のサービス単位数を請求します。
なお、状況の変化が著しい場合については、翌月から算定区分を変更することもあり得ます。

介護予防通所介護相当サービスについてのQ & A

問1	生活機能向上グループ加算・運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算・事業所評価加算の請求について
----	---

（答） 給付管理請求対象加算になりますので、1か月請求分の各加算の単位数で請求します。
※運動器機能向上加算・事業所評価加算は令和6年3月31日をもって廃止となっています。

問2	サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算の請求について
----	--------------------------------

（答） 給付管理請求の対象外加算になります。給付管理請求単位数の請求に含まれません。
※介護予防訪問介護相当サービスについてのQ&A問2と同様

問3	事業対象者が週2回通所サービスを使う条件について
----	--------------------------

（答） 退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるケースなど担当ケアマネジャーがアセスメントの結果、判断をした特別な場合に限られます。